

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会 (第21回)

次 第

日 時：令和3年3月29日(月) 午前10時から

場 所：本町暫定庁舎1階 本町暫定第一会議室

(委員長挨拶)

1 連絡・報告事項

2 議事

- (1) (仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営計画(素案)について
- (2) 屋上庭園の利用想定等について(案)

3 その他

【資料】

(仮称) 小金井市新福社会館建設に関する庁内検討委員会(第21回)

(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画

(素案)

令和 年 月
小金井市

はじめに

小金井市福社会館は耐震上の問題や施設の老朽化等を理由として平成28年3月に閉館し、小金井市の地域における福祉活動等の拠点であった機能の早急な機能回復が求められています。

一方、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景として、新たな施設は分野をまたがる総合的なサービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要があります。

平成30年3月に策定した「(仮称)小金井市新福社会館建設基本計画」で掲げた新たな施設の基本理念である「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」の実現に向け、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備します。

本施設は、市の中心部に位置する「庁舎建設予定地」に新庁舎と合わせて整備することから、多機能・複合化施設としての特性を最大限に活かすための最適な運用のルール等を構築する必要があります。

この(仮称)小金井市新福社会館管理運営計画は、平成31年3月に策定した「管理運営基本方針」に基づき管理運営の基本的な考え方、施設利用の申込み・貸出に関する事項等、具体的な諸手続きなどを取りまとめたものです。

目 次

第 1 章 施設の概要

1	施設整備の概要	1
(1)	施設整備の目標	1
(2)	整備の概要	2
(3)	建設スケジュール	3
2	施設の配置と機能について	4
(1)	施設の配置	4
(2)	機能の配置	6
3	施設の主な特徴	15
(1)	総合案内の設置	15
(2)	ユニバーサルデザイン等の導入	15
(3)	I C Tの整備	17
(4)	施設の安全管理の充実	17
(5)	施設へのアクセス整備	18
(6)	環境への配慮	19
(7)	施設耐震性の確保	20
(8)	新型コロナウイルス等感染症対策	20
(9)	福祉売店及びカフェの設置	20
(10)	屋上庭園の設置	20
(11)	浸水対策	21

第 2 章 管理運営体制について

1	管理運営の目標	22
2	最適な管理運営体制の検討	22
3	業務範囲の検討	23

第 3 章 施設の管理運営に関する基本事項

1	施設の開館時間・休館日	24
(1)	集約化対象施設等の開館時間と休館日の現状	24
(2)	開館時間と休館日の考え方	24
(3)	新施設の開館時間・休館日	25

2	諸室の貸出	2 6
(1)	貸出対象の諸室と利用想定	2 6
(2)	利用時間区分	2 7
(3)	利用手続き	2 7
3	貸出諸室の利用料金	2 8
(1)	利用料金についての基本的な考え方	2 8
(2)	各諸室の利用料金	2 9
(3)	利用料金の減免	3 0
4	その他の貸出対象施設等	3 0
5	市民アンケート・利用者懇談会の開催	3 1
6	多機能複合化による事業連携	3 1
(1)	施設内における機能連携	3 1
(2)	新庁舎との機能連携	3 2
7	災害時危機管理	3 4
(1)	防災計画	3 4
(2)	災害拠点	3 5

第1章 施設の概要

1 施設整備の概要

(1) 施設整備の目標

施設の基本的な機能である「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいづくりの機会を提供する「地域共生社会を実現するための拠点」としていきます。なお、上記の機能を果たすため、次の施設を導入します。

【保健福祉の総合的支援の充実】

- ・保健センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・ファミリー・サポート・センター
- ・福祉共同作業所
- ・シルバー人材センター
- ・悠友クラブ連合会

【参加と協働による多様な交流や活動の推進】

- ・ボランティア・市民活動センター
- ・(仮称) 市民協働支援センター
- ・活動スペース

【地域福祉活動の推進】

- ・福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)
- ・権利擁護センター
- ・障害者就労支援センター
- ・福祉サービス苦情調整委員事務局

【社会福祉協議会】

【完成予想図】



(2) 整備の概要

(仮称) 新福祉会館は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」(蛇の目ミシン工業工場跡地)に、機能に関連する市内の公共施設を集約化したうえ、新たに建設される市庁舎と同敷地に多機能・複合化して建設する計画です。(仮称) 新福祉会館内の自立した機能を充実させる効果に加え、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎との多機能・複合化により、必要に応じた行政との緊密な連携や支援など、福祉と行政のつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が可能となり、(仮称) 新福祉会館の役割である地域共生社会を実現するための拠点に相応しい施設となります。

所在地	小金井市中町三丁目
設計概要	
敷地面積	(11,252.05 m ²)
建築面積	(3,900.00 m ²)
延床面積	(17,130.00 m ²)
構造・階数	庁舎：鉄骨造(免振構造)、地上6階・地下1階 (仮称) 新福祉会館：鉄骨造(耐震構造)、地上3階

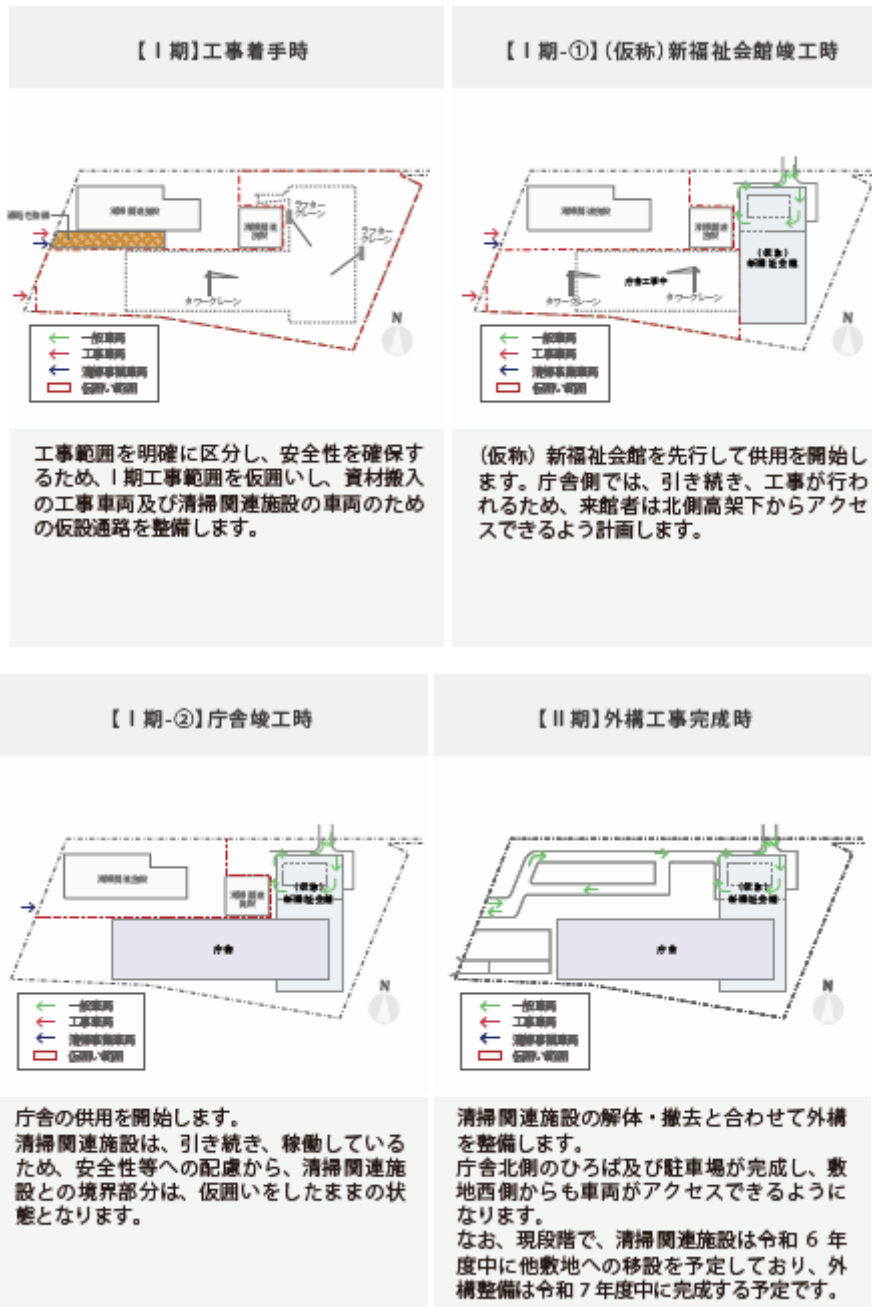
【位置図】



(3) 建設スケジュール

庁舎・(仮称)新福祉社会館の建設工事は、現在、庁舎建設敷地内にある清掃関連施設を稼働させながら行います。このため、庁舎・(仮称)新福祉社会館の建設工事をⅠ期工事として、(仮称)新福祉社会館の竣工までの期間を【Ⅰ期-①】、庁舎竣工までの期間を【Ⅰ期-②】とします。その後、清掃関連施設の解体・撤去、外構を整備するまでの工事期間を【Ⅱ期】とします。

- 令和4年 6月 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設着工
- 令和5年 7月 (仮称)新福祉社会館竣工(什器設置、引越し等の準備期間を経てオープン)
- 令和6年 8月 新庁舎竣工(什器設置、引越し等の準備期間を経てオープン)

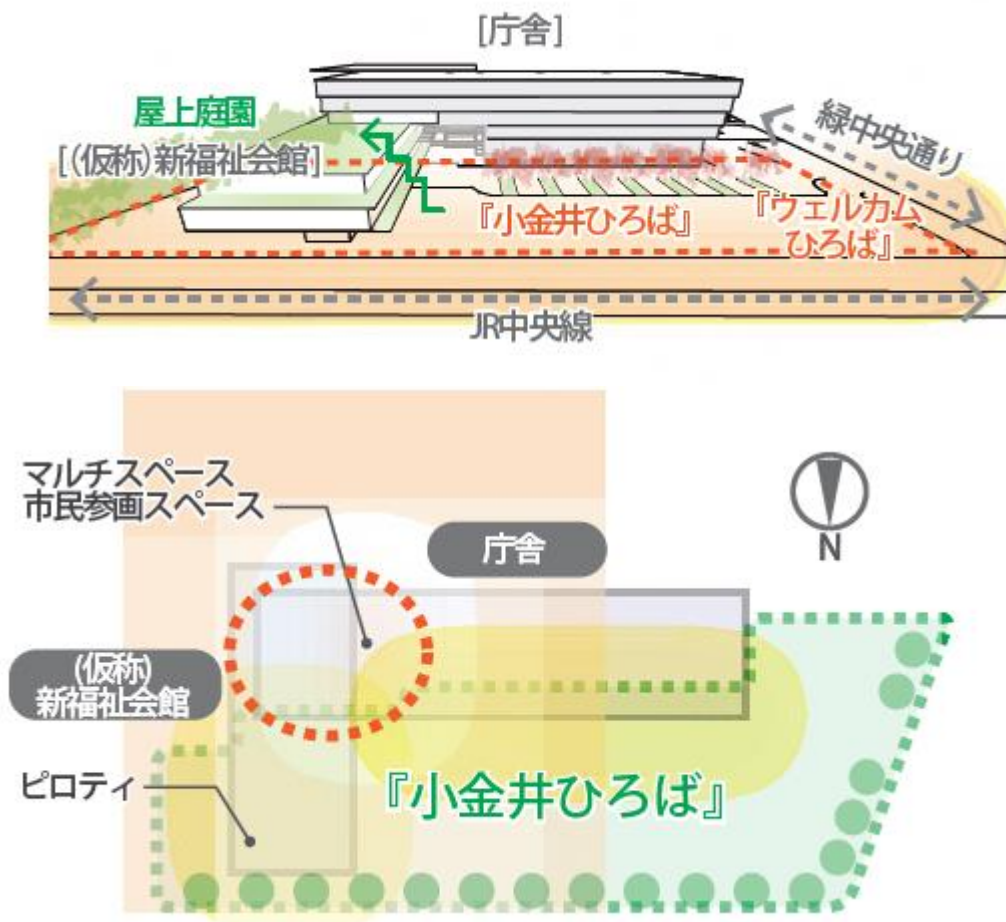


2 施設の配置と機能について

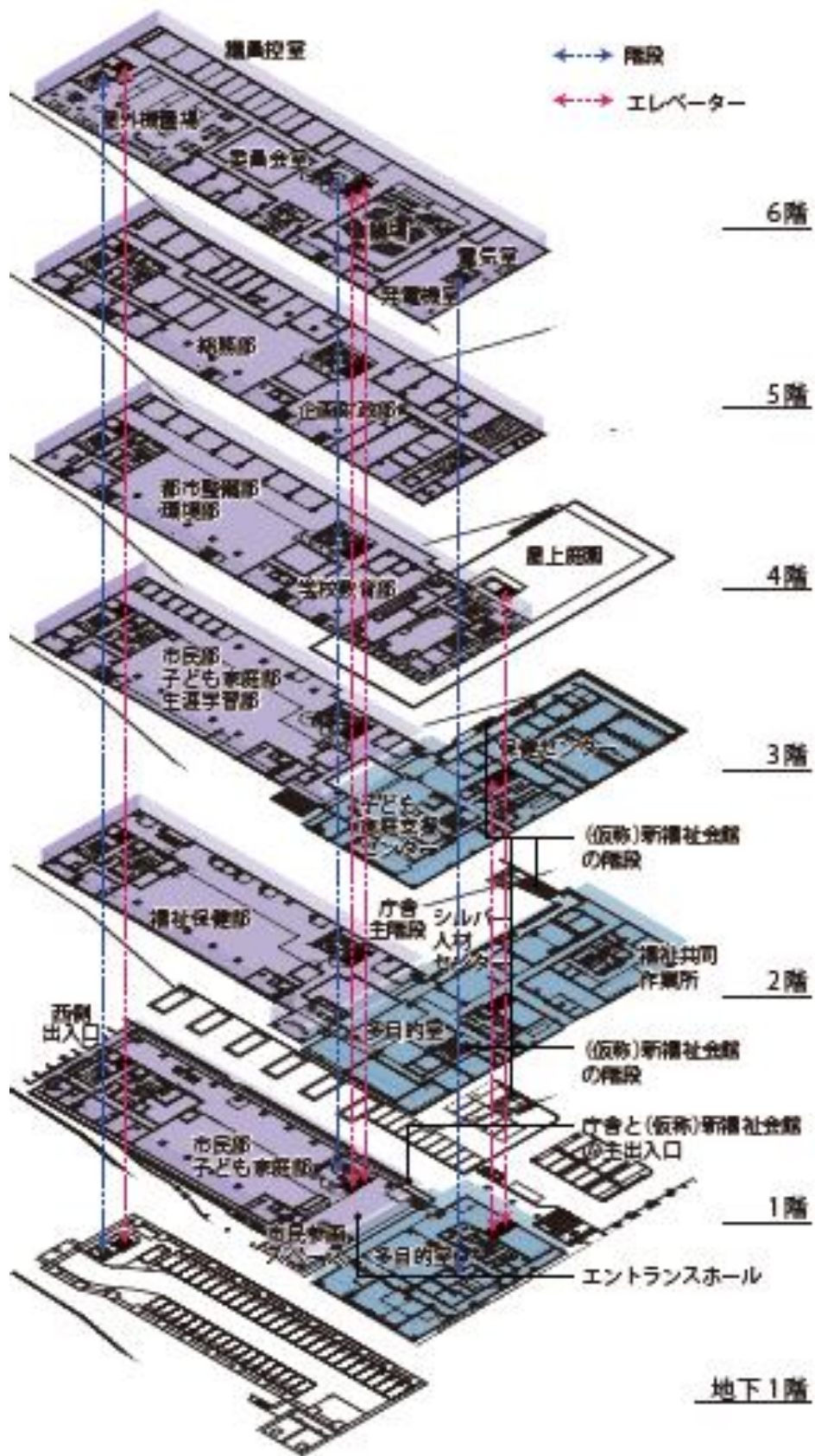
(1) 施設の配置

建物の配置については、庁舎を敷地南側に、(仮称)新福社会館は敷地東側に配置することで、敷地北側に広いオープンスペース(駐車場、ひろば)を設ける計画としています。庁舎は地上のオープンスペースを確保しつつ必要面積を確保するため、上層階が迫出す建物形状とし、また、(仮称)新福社会館の1階をピロティ空間とすることにより、地上面のオープンスペースを確保します。敷地外周部に植栽や歩道を整備することにより、複数の方向からのアクセスが可能となります。歩行者、自転車が安全で快適にアクセスできる計画とします。

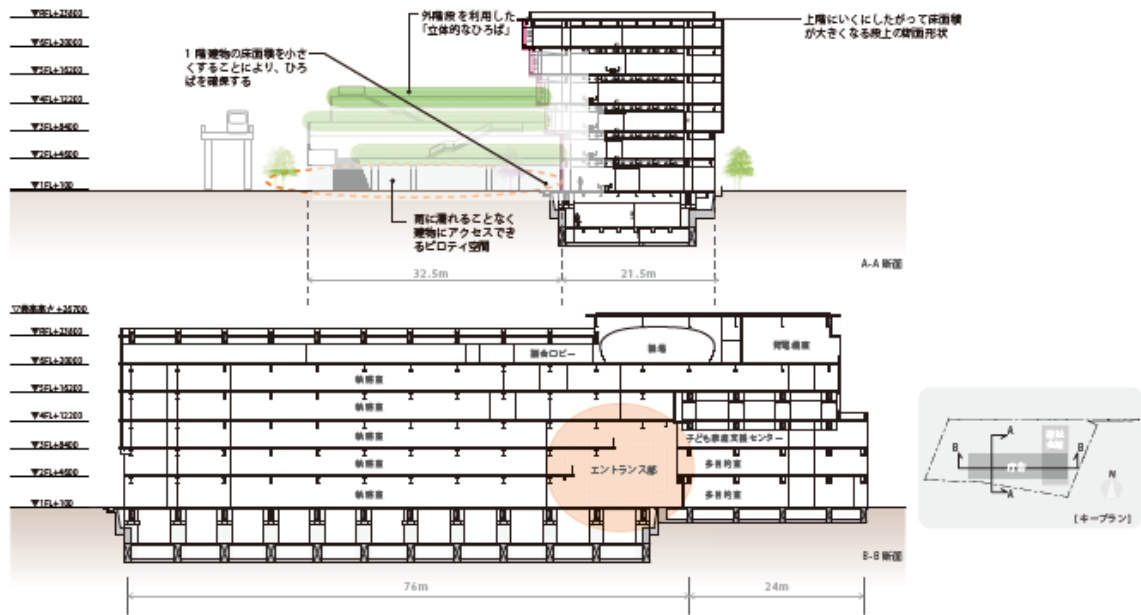
また、庁舎と(仮称)新福社会館を並べるのではなく「重ね合わせる」ことで空間や機能を統合するなど、複合化によるメリットを最大限に生かします。重なる部分にはエントランスホールやマルチスペースなどのロビー空間や会議室、情報発信機能、ギャラリーなどを集約しています。さらに、複合部分であるマルチスペース、吹き抜けに面して市民活動スペースを配置することで、人と人が集う活動スペースが繋がり、両施設の相互利用が活性化します。



【フロア構成図】



【断面図】



(2) 機能の配置

(仮称) 新福祉会館においては、以下の方針により、各機能間の連携を図るとともに、新庁舎との連携による効果として市民サービスの向上が期待できるゾーニングとします。

【保健福祉の総合的支援の充実】

- ◆ 各種健康診査を行う諸室を可能な限りワンフロアに配置し、利用者の利便性を図るとともに、予防接種などの保健衛生事業の実施、健康教育や健康づくりに関する講座等を実施します。
- ◆ 令和2年度から事業開始した「子育て世代包括支援センター」は、保健センターと子ども家庭支援センターとが連携し、妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との相互連携による切れ目のない支援を行うため、可能な限り機能強化が図れるよう利用者支援のための情報提供・相談スペースの拡充や関係部署（新庁舎含む）との近接配置とします。
- ◆ シルバー人材センターや悠友クラブ連合会を配置し、高齢者の就労・社会参加支援・生きがいづくりを推進するための利便性、他機関との連携等が図りやすいよう配置します。
- ◆ 障がいのある人の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図るため、通所型の障害者支援施設機能を設置し、障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりに努めます。また、福祉共同作業所の利用者の特性へ配慮しながら、利用者となつた施設を訪れる市民との交流を通じ、障がいの理解啓発を推進します。

【参加と協働による多様な活動の推進】

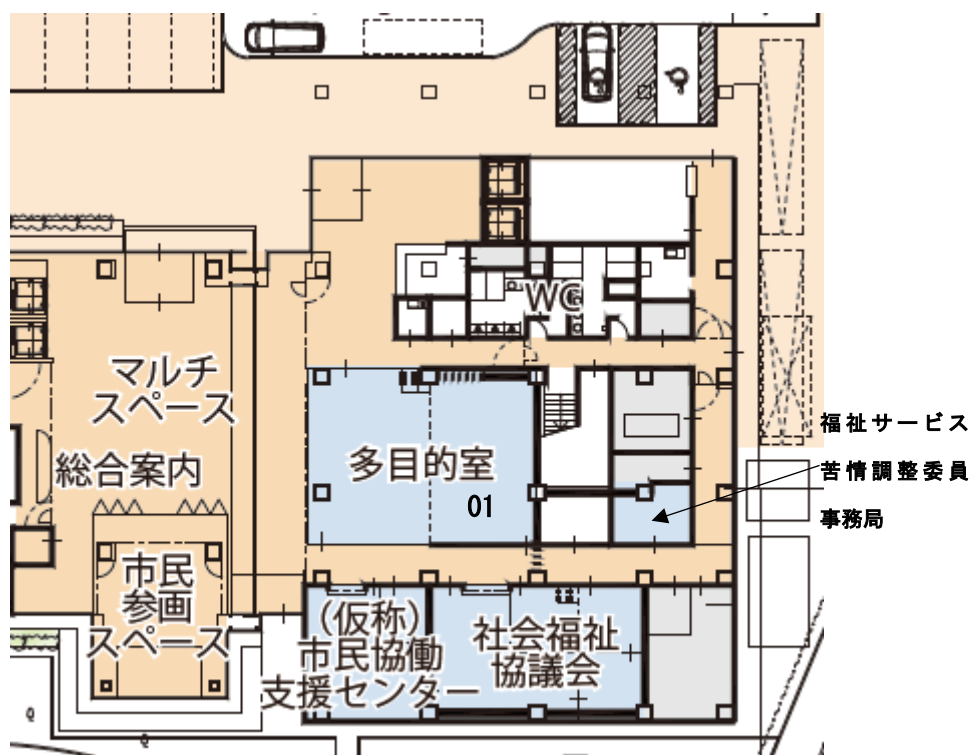
- ◆ 多くの市民が利用でき、多世代が交流できる場や、多様な市民の活動を支援し市民と行政の協働を推進するため、新庁舎や（仮称）新福祉会館を訪れた市民が多様な活動を目にしやすい空間づくりとなるよう工夫します。
- ◆ 多様な市民の活動を支援し、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場として、多目的室等の活動スペースを設け、利用しやすく管理しやすい配置とします。

【地域福祉活動の推進】

- ◆ 福祉サービスの利用促進のため、福祉の総合的な相談窓口を含む各種相談機能等を配置し、新庁舎の関連部署、関係機関との連携による総合的な相談体制を構築します。

6 ページの方針に基づき、次のとおり配置しました。

【1階平面図】



1階には、複合施設のメインエントランスに市民の参加と協働を支える場として、マルチスペース、市民参画スペース及び（仮称）市民協働支援センターを配置し、市民による多様な交流や活動を推進します。

▷ピロティ下の車いす使用者用駐車場は、雨に濡れずにアクセスできます。

▷マルチスペースと一体的に多目的室を利用できる想定です。

▷マルチスペースは展示等の市民活動にも利用できます。

【1階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動に関する相談窓口 ・ボランティア・市民活動関連講座の開催 ・各種イベントやボランティアの募集情報、助成金の情報等の広報・情報発信 ・ボランティア活動等の保険申し込み受付 ・その他 	事務室 相談室 作業室 会議室	—
（仮称）市民協働支援センター	<p>【相談事業】 一般相談、専門相談、資金調達に係る支援</p> <p>【協働のコーディネート事業】 市民活動団体等と行政間のコーディネート、市民活動団体等間のコーディネート</p> <p>【情報収集・発信機能等】 市民協働に係る個人、団体及び一般市民に対する情報収集、発信等</p> <p>【市民活動団体活動支援事業】 市民活動団体等の活動の支援</p> <p>【人材発掘・養成事業】 市民協働の担い手等の人材育成支援（研修、セミナー、講演会等の開催）</p> <p>【調査研究・政策提案事業】 広く一般的な社会情勢や社会的課題についての調査・研究を実施し、中間的な立場で行政への積極的な政策提案</p>	事務室 相談室 市民参画スペース	印刷作業室 ロッカー・メールボックス室 （2階）
活動スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民が集える各種イベントや、各種講演会・講座・研修等を実施できる場の提供 ・福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場の提供 	多目的室 マルチスペース	
福祉サービス苦情調整委員事務局	<p>【社会福祉法第82条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）】</p> <p>小金井市福祉サービス苦情調整委員（事務局）を設置し、市が実施し、又は関与する福祉サービスに関する市民の苦情に対する、申立ての受付、調査、審査、勧告及び意見表明に対する報告等</p>	事務室 相談室	—
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第109条に基づく各種自主事業 ・ボランティア・市民活動センターの運営 ・権利擁護センター事業の受託・運営 ・福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）事業の受託・運営 ・その他、募金活動等 	事務室 相談室 作業室 会議室	—

【2階平面図】



2階は、福祉の総合的な相談窓口や障がい者福祉及び高齢者福祉の各機能と行政部門とが相互に連携することができるよう効率的な配置を行うことにより、福祉と行政のつながりを強化し、市民サービスの向上を目指します。

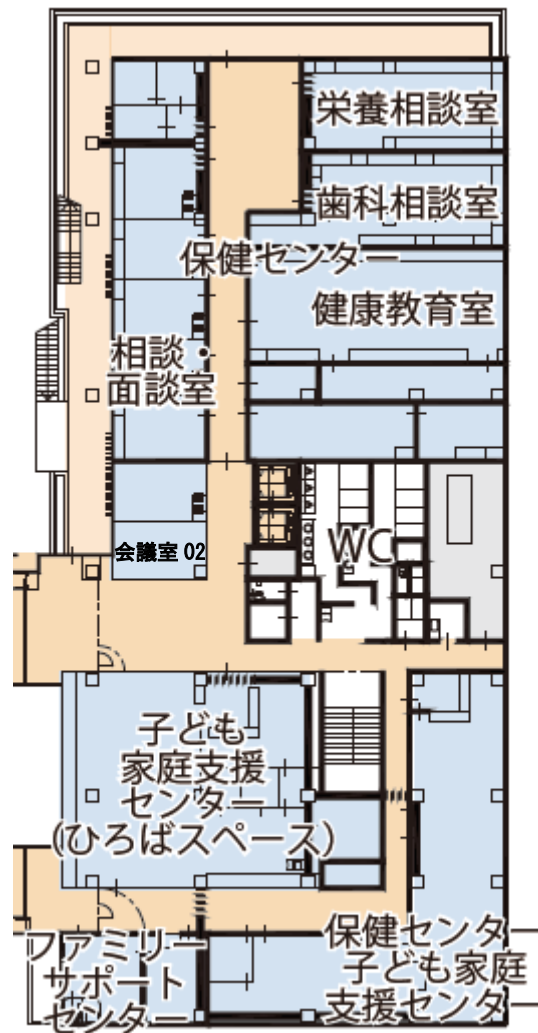
- ▷小金井ひろばから上階へアクセスできる大階段を配置しています。
- ▷様々な使い方ができる多目的室を配置しています。
- ▷飲食ができるカフェスペースも配置しています。

【2階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター)	<p>・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、市の関係部署や適切な相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口の設置</p> <p>【自立相談支援事業】 生活困窮者の自立に向けた相談支援</p> <p>【住居確保給付金の支給】 住居確保及び就労機会の確保に向けた相談・面接等</p> <p>【家計改善支援事業】 支援計画の作成、相談支援</p> <p>【低所得者・離職者対策事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）】 低所得者及び離職者の子どもに対する学習塾等費用・受験費用の貸付</p> <p>【生活福祉資金貸付事業】 低所得者や高齢者、障がい者世帯の生活安定と経済的自立のため利用目的にあった資金貸付</p>	事務室	会議室 01 相談室
権利擁護センター	<p>【福祉サービス総合支援事業】 利用者サポート事業、福祉サービス利用援助事業、苦情対応・専門相談事業</p> <p>【成年後見活用あんしん生活創造事業】 成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、運営等審査会（運営委員会）の設置及び運営、後見人等候補者養成事業、その他独自の取組</p>	事務室	
障害者就労支援センター	<p>小金井市障害者就労支援センターを設置し、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。</p> <p>【就労面の支援】 職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援</p> <p>【生活面の支援】 日常生活の支援、安心して職業生活を続けられるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や本人の自己決定支援</p>	事務室	
活動スペース	<p>・あらゆる市民が集える各種イベントや、各種講演会・講座・研修等を実施できる場の提供</p> <p>・福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場の提供</p> <p>・市民活動団体等が、資料の印刷やその他の作業に使用できる印刷作業室を設置</p>	多目的室 調理実習室	印刷作業室 ロッカー・メールボックス室
福祉共同作業所	<p>【生活介護事業】 創作活動の提供、軽作業等の生産活動の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p> <p>【就労継続支援 B 型事業】 作業等の生産活動の提供、就労へ向けての支援の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p>	事務室 作業室 休憩室 相談室 給湯室 トイレ	—

<p>シルバー人材センター</p>	<p>【高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく各種事業の実施】 執務（公益、法人事業）、入会説明会、就業相談、理事会、会員交流、各種教室事業（英会話、学習、パソコン、囲碁）、各作業班別会議・研修、安全管理委員会、総務部会、事業部会等</p>	<p>事務室 作業室 会議室</p>	<p>—</p>
<p>悠友クラブ連合会</p>	<p>【老人クラブに対する援助等、各種事業を実施】 連合会運営に係る事務のほか、理事会、常任理事会、福祉部会、文化部会、広報部会、軽スポーツ部会、レク部会等の各種会議の開催</p>	<p>事務室</p>	<p>会議室 01</p>

【3階平面図】



3階は、保健センターと子ども家庭支援センターを同フロアに配置し、子育て世代包括支援センター機能の円滑な運営と、相互に連携する庁舎部門との効率的な配置を行うことにより、市民サービスの向上を目指します。

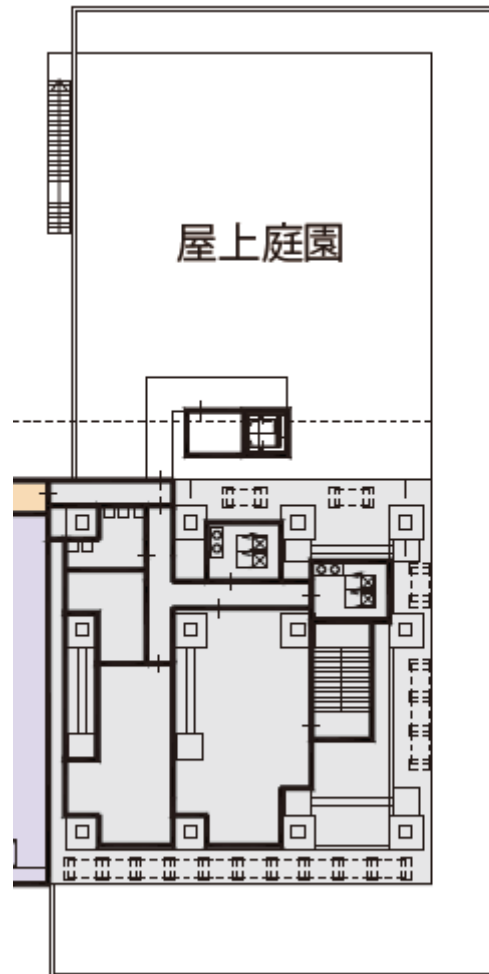
▷ JRや小金井ひろばを見渡せる屋外テラスを配置しています。

▷ 親子で遊ぶことができ、親子の交流の場として子ども家庭支援センターひろばスペースを配置しています。

【3階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
保健センター	<p>【母子保健事業】健康診査、両親学級、妊婦面談、保健相談、離乳食教室等</p> <p>【成人保健事業】がん検診（検診車）、集団健康診査、健康相談、栄養相談、健康講演会、健康教育事業等</p> <p>【上記以外の事業】 歯科衛生事業、BCG接種、結核検診（検診車）、食育推進事業、献血（献血車）、畜犬登録、災害時医療救護本部訓練等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】 母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	<p>事務室</p> <p>栄養相談室</p> <p>歯科相談室</p> <p>健康教育室</p> <p>健康教育室準備室</p> <p>妊婦面談室</p> <p>検査室 消毒室</p> <p>聴覚検査室</p> <p>相談・面談室</p> <p>作業室</p>	会議室 02
子ども家庭支援センター	<p>【相談事業】 総合相談、専門相談（心理相談）等</p> <p>【子育て支援事業】 育児支援ヘルパー、子どもショートステイの受付相談、育児不安親支援事業等</p> <p>【ひろば事業】 親子遊びひろば「ゆりかご」の提供、育児教室や各種講座等の開催、子育てに関する情報交換及び提供、地域支援、ボランティア育成等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】 母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	<p>事務室</p> <p>相談室</p> <p>保育室</p> <p>ひろばスペース</p>	
ファミリー・サポート・センター	<p>【ファミリー・サポート・センター事業】 依頼会員向け説明会、協力会員向け講習会、利用相談や援助活動の打ち合わせ等相互援助活動支援、依頼会員と協力会員の交流会</p>	<p>事務室</p>	

【4階平面図】



4階の屋上庭園へは、外部からもアクセスできるようにし、市民が利用しやすい計画とします。
アクセスは内部のエレベーターからもアクセスできる計画とします。
※屋上庭園は、新庁舎オープン時から利用できます。

3 施設の主な特徴

(1) 総合案内の設置

新庁舎との施設の多機能・複合化により、利用者へ各フロアの機能配置や業務内容等を分かりやすく案内することが必要となります。利用者への円滑な案内のため、施設のメイン入口正面に一元的な案内・受付ができるように、新庁舎・(仮称) 新福祉社会館共通の総合案内を配置し、同時に設置予定の電光掲示板(デジタルサイネージ)等と合わせて、利用者への適切な利用案内や情報提供等に努めます。

(2) ユニバーサルデザイン等の導入

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多くの利用者が日常的に利用しやすい施設とするため、「東京都福祉のまちづくり条例」等に留意して、ユニバーサルデザイン等を取り入れた施設整備を行い、施設を安全に利用できるよう整備します。

【主な具体例】

■外部

- ① 敷地の入口から建物で一番近い西出入口、福祉社会館のピロティ部にある車寄せから主出入口、敷地北側から主出入口まで誘導ブロックを設置し、3つの主出入口にはインターホンを設置して、困った時には誰もが、施設内の人に呼びかけられる計画します。
- ② 車寄せから総合案内までの動線には誘導ブロックを設置し、視覚障がい者を誘導します。
- ③ 敷地内の段差を極力なくし、傾斜路は $1/15$ 以下として計画します。
- ④ 思いやり駐車場を4台設置します。

■内部

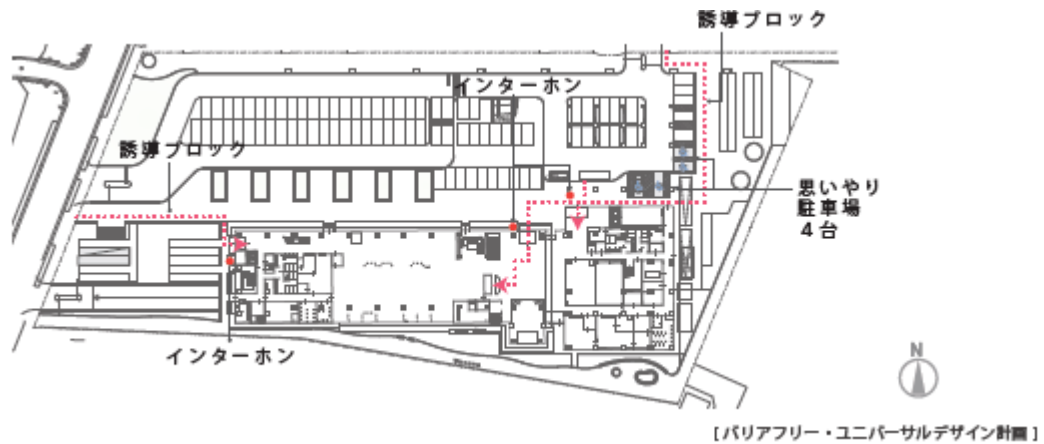
- ① エントランスから入った時に全体が見わたせるわかりやすい建物構成とします。また、エレベーターや階段はわかりやすい位置に計画します。
- ② エレベーター：庁舎・(仮称) 新福祉社会館ともに、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮したエレベーターを設置します。
- ③ 階段：主な階段は、バリアフリーに配慮した勾配とし、両側に手摺を設け、階段の上段と下段には点字ブロックを敷設します。
- ④ 多機能トイレ：誰もが利用できる多機能トイレを全ての階に設置します。オストメイトは、利便性を検討し、庁舎の1～3階、(仮称) 新福祉社会館の1・2階にそれぞれ設置します。また、1～3階は多目的シートとベビーベッドを適宜設置します。
- ⑤ 授乳室は、庁舎と(仮称) 新福祉社会館の1～3階のそれぞれに計画します。
- ⑥ サイン・情報ツール：情報コーナー、掲示板、案内板等は誰もがわかりやすい位置、高さ、形状とします。トイレの付近には触知案内板を設けます。デジタルサイネージには、文字情報を表示する方針とします。

【サイン例】

1	2	3	4	5
文字	ピクトグラム (絵文字)	色	高さ	種類
<p>来庁される外国の方にとっても快適な体験をめざし、表示言語は可能な範囲で日本語・英語の2カ国語表記とします。</p>	<p>子どもや高齢者、障がい者、外国人など文字を認識しにくい方にとって有効な手段として、直感的に情報を理解するのに適したピクトグラムを活用します。</p>	<p>色はできるだけ赤や青といった、言語化できる色を使用し、見にくい組み合わせは避けます。また、色覚障害者を考慮し、仮に色が判別できなくても、文字などで補完し機能するサインとします。</p>	<p>高齢者や車いすの方を考慮して、サイン表示の上下の中心は、高さ1500mmの位置に配置します。また、500mm以下の情報はサインとして機能しにくいいため、基本的に配置しない計画とします。</p>	<p>公共施設に設置するサインは、その性格によって大きく4種類に分類できます。これらのサインを的確な位置に配置して目的まで導きます。</p>

<p>入口 Entrance</p> <p>総合受付 Reception</p> <p>駐車場 Parking</p>				<table border="1"> <tr> <td>A 総合案内サイン</td> <td>案内（フロア）の全ての情報を体系的に見ることが出来る総合案内サイン</td> </tr> <tr> <td>B 誘導サイン</td> <td>利用者を目的地に誘導するサイン</td> </tr> <tr> <td>C 定点サイン</td> <td>確認する表示したものを</td> </tr> <tr> <td>D その他のサイン</td> <td>注意喚起のサインや情報を付記したサインなど、目的別に人を導く以外のサイン</td> </tr> </table>	A 総合案内サイン	案内（フロア）の全ての情報を体系的に見ることが出来る総合案内サイン	B 誘導サイン	利用者を目的地に誘導するサイン	C 定点サイン	確認する表示したものを	D その他のサイン	注意喚起のサインや情報を付記したサインなど、目的別に人を導く以外のサイン
A 総合案内サイン	案内（フロア）の全ての情報を体系的に見ることが出来る総合案内サイン											
B 誘導サイン	利用者を目的地に誘導するサイン											
C 定点サイン	確認する表示したものを											
D その他のサイン	注意喚起のサインや情報を付記したサインなど、目的別に人を導く以外のサイン											

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン計画（配置図）】



(3) ICTの整備

ア 電光掲示板（デジタルサイネージ）の活用

エントランスや各フロアのエレベーターホール等施設の見やすい場所に、施設で行われる行事、イベント予定や多目的室、マルチスペースなどの利用状況に関する情報等必要な情報発信が可能な電光掲示板を設置します。また、緊急時には、文字表示で告知するなど、災害等発生時にも必要な情報がすぐに掲示されるよう整備します。

イ 情報システムの構築

（仮称）新福社会館内の各機能間の連携を考慮し、公共サービスの充実や、業務効率化等を図るとともに、市職員とその他利用者とのネットワークについて、完全に分離したセキュリティの確保に努めます。

また、施設の利用申込は、小金井市公共施設予約システムにより、公平に、そして便利にかつ簡単に、手続きを行うことができるような環境を整備します。

ウ 市民への無線LANサービスの提供

災害時利用を目的として整備する無線LANについて、平常時においても市民が待合スペース等で利用できるよう無線LAN環境の整備を推進します。

(4) 施設の安全管理の充実

（仮称）新福社会館は、多機能化により、機能ごとに開館時間が異なることが想定され、また、新庁舎との複合化により、多くの人が施設内に入出入りすることが想定されるため、職員等の入退出に関するICカードの導入や防犯カメラの設置など施設全体の利便性や安全性を確保した、最適なセキュリティ環境を構築します。

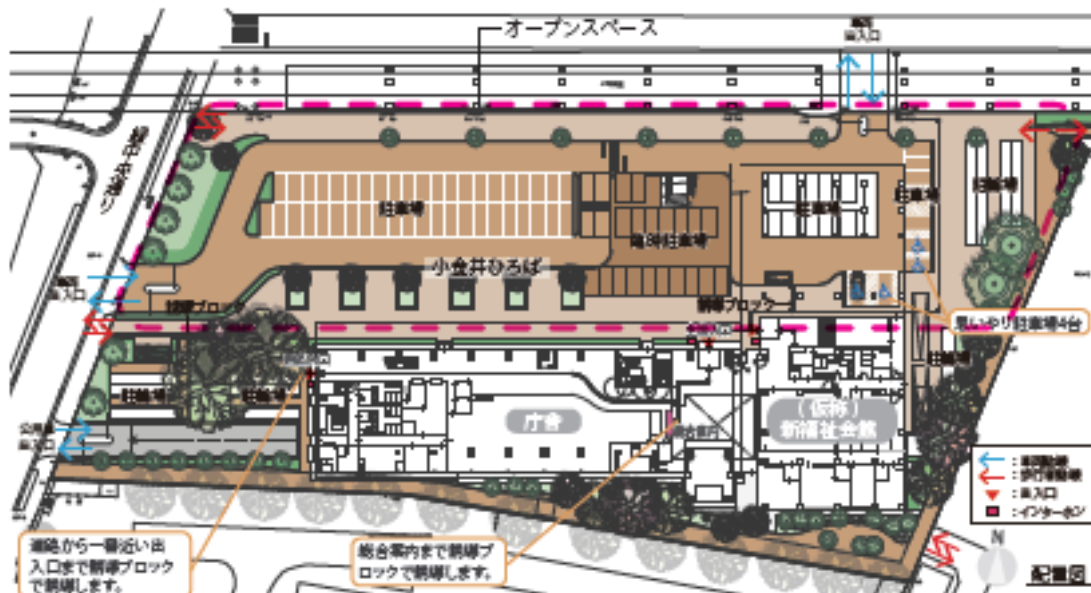
(5) 施設へのアクセス整備

(仮称) 新福祉会館の建設場所は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」に整備されることから、施設利用者の利便性を考慮して自動車や自転車によるアクセス環境の整備が必要となります。(仮称) 新福祉会館は、障がい者や高齢者等をはじめとした施設利用者に配慮して、障がい者用を含め、駐車場や自転車駐車場はできる限りゆとりをもって整備します。

・新庁舎との複合施設としての駐車場・自転車駐車場の整備

- ① 駐車場 地上駐車場62台、臨時駐車場23台、地下駐車場39台の計124台分を整備します。
- ② 自転車駐車場 敷地の東西の出入口付近に、子ども乗せ電動自転車等も止められるよう、車輪止めを設けない駐輪スペースとラック式の駐輪スペースを合計約450台分を整備します。

【施設へのアクセス（配置図）】



(6) 環境への配慮

小金井の自然を活用し、高効率設備の設置、運用により快適で省エネルギーな環境にやさしい施設を目指します。

ア パッシブ手法を積極的に導入

- ・複合施設の東西に長い敷地特性や建物形状を活かし、卓越風、自然採光等を活用するパッシブ手法を積極的に導入します。
- ・自然エネルギーを効率よく活用することで冷暖房運転なしの期間の拡大を図り、エネルギー使用量を削減します。

イ アクティブ手法を効果的に組み合わせる

- ・高効率設備を設置するアクティブ手法を効果的に組み合わせ、心地よい環境をつくりつつ、環境負荷軽減に配慮した建物にします。

ウ 雨水を有効活用する仕組み

- ・雨水は、貴重な水資源となるため、雨水を貯留し、トイレ洗浄水や緑地への散水へ利用することで省資源を実現します。
- ・車路には、透水性の合材を使うことで、雨水を地下へ浸透させ、敷地外への雨水の流出を抑制しながら、水資源の循環に寄与します。
- ・歩行路は、保水性の高い土を固めた舗装とし、輻射によりヒートアイランド現象を低減します。

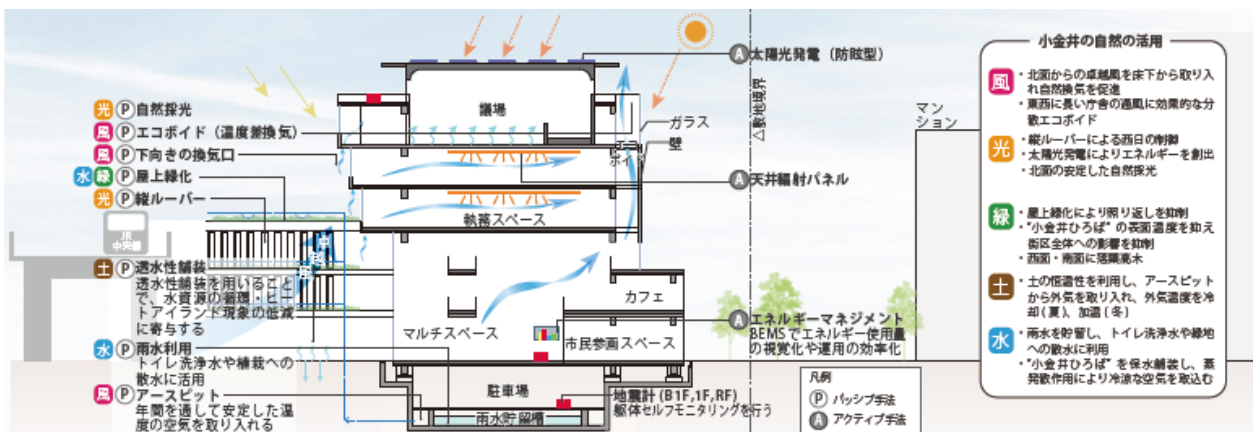
※パッシブ手法（デザイン）

自然エネルギー（風・光・緑・土・水）を最大限に活用する設計手法のことをいいます。

※アクティブ手法（デザイン）

機械設備を効率的に組み合わせることにより、快適な空間を確保することを目指した設計手法のことをいいます。

【環境への配慮（断面図）】



(7) 施設耐震性の確保

災害時には、新庁舎は災害対策本部、(仮称) 新福祉会館は災害ボランティアセンター、医療救護活動拠点、災害薬事センター等、災害対策の拠点となることから、庁舎は免振構造、(仮称) 新福祉会館は建物の低層化を図るとともに、構造体分類Ⅰ類に求められる重要度係数 1.5 を採用した上で耐震構造とします。構造の異なる両施設を、免振装置と制振装置により適切に組み合わせることで安全性の向上を図ります。

(8) 新型コロナウイルス等感染症対策

ア 換気計画

・機械換気

厚生労働省から示されている必要換気量(1人当たり毎時30m³)を満たし、できるだけ一方向に空気が流れるように給気口と排気口を離れた計画とします。

・自然換気

冷暖房を使わない中間期は、自然換気もできる計画とします。執務室や待合、廊下などは、吹抜け(エコボイド)や階段室を利用して、毎時約2回の換気となるような開口を計画します。会議室等は窓下に換気口を設けます。

イ 設備等での対応

・トイレ

トイレ出入口は扉がない(扉を触らない)計画とし、手洗いに自動水栓、多目的トイレ以外には非接触ボタンを採用します。また、人感センサーによる照明を採用します。なお、エアクリーナは設置しないこととします。

・自動ドア

市民が主に利用する出入口は、自動ドアとして接触リスクを軽減します。

(9) 福祉売店及びカフェの設置

1階のマルチスペースに広く市内の障害者就労施設で製作した物品を可動式のワゴン等で販売する福祉売店の設置を予定しています。また、2階には、障がい者の社会参加の場としてのカフェの設置を予定しています。障がい者の就労支援、社会参加を促進するとともに、障がいのある方との交流を通して障がいに対する理解の促進を図ります。

(10) 屋上庭園の設置

適度な緑化を施した誰もが気軽に立ち寄り、憩える広場として4階に屋上庭園を整備します。また、地上面の広場から屋上へと繋がる一体的な広場となるよう工夫を行っていきます。また、ボランティアによる花壇等の管理についても検討します。開園時間は、午前8時30分から午後5時を予定しています。

※屋上庭園は、新庁舎オープン時から利用できます。

(11) 浸水対策

令和元年6月の東京都浸水予想区域図及び令和2年8月の小金井市防災マップの改定に伴い、想定し得る最大規模の降雨があった場合においても、本市の防災拠点となる新庁舎及び（仮称）新福祉会館の事業継続が確保できるよう建物1階床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げする計画としました。

外構については、災害時の対応として利用を想定する関係機関の駐車場としての役割が果たせるよう盛土の範囲を限定し、機能確保を図りつつコスト及び建設スケジュールの可能な限り影響が及ばないものとし計画しました。

具体的には、主要道路から建物の出入口までに大きな高低差は発生しないものとしました。また、駐車場と建物1階床レベルに差が生じる場所については、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する整備とし、車いす使用者の方が自力で上がりやすいようスロープを設けバリアフリーに対応します。

第2章 管理運営体制について

1 管理運営の目標

(仮称) 新福祉会館は新庁舎との多機能・複合化施設であり、各機能の利用時間帯や利用方法等がそれぞれ異なる施設が、永く市民に親しまれ、利用しやすい施設となるために、管理運営にあたっては以下の目標を設定し、施設全体の効率的な運用を行います。

- ◆ 機能配置や動線の効率化、開館状況に応じたセキュリティを確保する等、施設利用者の利便性の向上を図ります。
- ◆ 市民共有空間等のスペースを有効活用した効果的な運用を行い、多世代交流や市民協働を推進することにより、あらゆる市民が集う多世代交流を促進する場として効率的な管理を行い、施設利用者の利便性向上を図ります。
- ◆ 活動スペース機能は、高い稼働率を目指し、効率的な運用が可能となるよう工夫します。
- ◆ 複合的な機能を有する施設全体の維持管理を効率的に行い、市民サービスの向上と経費の削減等を図る等、最適な管理運営体制を構築します。
- ◆ 施設利用者等の意見や要望、ニーズを把握し、施設の管理運営や事業の実施にフィードバックできる仕組みを構築します。

2 最適な管理運営体制

(仮称) 新福祉会館は、多くの利用者が様々な目的で利用する多機能施設であり、新庁舎と同敷地に建設を計画している複合化施設です。上記の「管理運営の目標」実現に向けた検討に加え、複合化施設のメリットを最大限に活かした効率的な管理運営体制の導入を行う必要があり、施設において市の直営や業務委託など、業務範囲の区分を適切に行い、管理面やコスト面で効果的・効率的かつ最適な体制を構築します。

施設維持管理業務については、複合化のメリットを最大限に活かすため、新庁舎との一体的な維持管理を行うこととし、一括して業務委託による維持管理とします。

3 業務範囲の検討

(仮称) 新福祉会館へ導入される各機能の事業実績や業務の特性を踏まえて、市の直営や業務委託とする業務範囲について、次表のように区分し、検討を行いました。

【業務範囲の区分】

機能区分		業務区分		
用途区分等	機能名称	事業運営方法	施設及び附帯設備の維持管理 ^(※1)	施設の使用承認等 ^(※2)
市機関の事務所等	保健センター	市(直営)	業務委託	/
	子ども家庭支援センター			
	福祉サービス苦情調整委員事務局			
市委託事業 実施場所 (行政目的内)	親子あそびひろば	市(業務委託)		
	ファミリー・サポート・センター	市(業務委託)		
	福祉共同作業所	市(業務委託)		
	(仮称) 市民協働支援センター	市(業務委託)		
	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター)	市(業務委託)		
	権利擁護センター	市(業務委託)		
	障害者就労支援センター	市(業務委託)		
団体事務室 (行政目的外)	シルバー人材センター	団体運営	業務委託 又は 団体管理	/
	悠友クラブ連合会	団体運営		
	社会福祉協議会	団体運営		
	ボランティア・市民活動センター	団体運営		
貸室 (行政目的内)	多目的室	/	業務委託	業務委託
	調理実習室			
	マルチスペース			

(※1) 施設管理、清掃、警備、施設機器類の保守点検等

(※2) 貸出諸室の利用予約受付、使用承認、使用料徴収、鍵の管理等

第3章 施設の管理運営に関する基本事項

1 施設の開館時間・休館日

(1) 集約化対象施設等の開館時間と休館日の現状

(仮称) 新福祉会館へ設置される集約化対象施設(機能)における現状の開館時間や休館日については、下表のとおりです。

施設(機能)名称	開館(利用)時間	休館日							
		月	火	水	木	金	土	日	祝
保健センター	8:30~17:00						休	休	休
子ども家庭支援センター	9:00~17:00							休	休
ひろばスペース(子ども家庭支援センター)	10:00~16:00	休						休	休
ファミリー・サポート・センター	9:00~17:00							休	休
福祉共同作業所	9:00~16:00						休	休	休
シルバー人材センター	8:30~17:15						休	休	休
悠友クラブ連合会	8:30~17:00					休	休	休	休
ボランティア・市民活動センター	8:30~17:00						休	休	休
(仮称) 市民協働支援センター準備室	8:30~17:00						休	休	休
福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)	8:30~17:00						休	休	休
	日曜日は、市役所休日窓口実施日のうち、第一開庁日は開館								
権利擁護センター	8:30~17:00						休	休	休
障害者就労支援センター	8:30~17:00						休	休	休
福祉サービス苦情調整委員事務局	8:30~17:00						休	休	休
社会福祉協議会	8:30~17:00						休	休	休
【参考】旧福祉会館(集会室、学習室、家事実習室等)	9:00~22:00		休						
		(毎月第2・4火曜日)							

(注) 年末年始(12月29日~1月3日)は全施設休館

(2) 開館時間と休館日の考え方

(仮称) 新福祉会館の開館時間と休館日については、既存機能の集約化のほかに、福祉総合相談窓口を始め、新たな機能が導入されるため以下の考え方を基本に設定します。

【基本的な考え方】

- ◆ 利用者の利便性とサービス向上のため、可能な範囲で開館時間・開館日の拡充を図ります。
- ◆ 幅広い利用者ニーズに柔軟に対応し、多くの市民が利用しやすいよう、施設に配置される機能を一体的に管理することを前提として、曜日や時間帯によって開館しているエリアにできるだけ統一性を持たせた休館日や開館時間の設定を図ります。

(3) 新施設の開館時間・休館日

(2)の考え方から、開館時間及び休館日について、下表のように管理を行います。また、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点となるよう継続して見直し等を検討し、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できる施設を目指します。

実施区分	機能名称	開館（利用）時間	休館日（※）							
			月	火	水	木	金	土	日	祝
窓口・事務事業実施スペース	保健センター	8:30～17:00						休	休	休
	子ども家庭支援センター	9:00～17:00							休	休
	ひろばスペース（子ども家庭支援センター）	10:00～16:00	休						休	休
	ファミリー・サポート・センター	9:00～17:00							休	休
	福祉共同作業所	9:00～16:00						休	休	休
	シルバー人材センター	8:30～17:15						休	休	休
	悠友クラブ連合会	8:30～17:00					休	休	休	休
	（仮称）市民協働支援センター	9:00～21:00	休							
	ボランティア・市民活動センター	8:30～17:00						休	休	休
	福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）	8:30～17:00	日曜日は、市役所休日窓口実施日のうち、第1開庁日は開館							
	権利擁護センター	8:30～17:00						休	休	休
	障害者就労支援センター	8:30～17:00						休	休	休
	福祉サービス苦情調整委員事務局	8:30～17:00						休	休	休
社会福祉協議会	8:30～17:00						休	休	休	
活動スペース	多目的室	9:00～22:00	休							
	(毎月1回第4火曜日を休館日とする)									
	調理実習室	休								
	(毎月1回第4火曜日を休館日とする)									
	マルチスペース	9:00～22:00								

(※) いずれの機能も年末年始（12月29日～1月3日）は休館

2 諸室の貸出

(1) 貸出対象の諸室と利用想定

(仮称) 新福祉会館には、市民の活動スペースとして多目的室や調理実習室を設置し、多様な市民の交流や生きがいつくりの場として、また旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」の場としてご利用いただくことを想定しています。なお、営利を目的とする場合は、利用することができません。

【利用想定】

階	諸室名	面積	定員 (席数)	主な用途
1階	多目的室01-A (01-Bとの一体利用可)	77㎡	<u>24人</u>	学習会、会議、講座の開催、体操・ダンス、各種サークル活動が可能。2室使用時は、各種講演会の会場としての利用可能
	多目的室01-B (01-Aとの一体利用可)	65㎡	<u>21人</u>	
2階	多目的室02	42㎡	<u>18人</u>	学習会、会議、講座の開催、各種サークル活動が可能
	多目的室03	31㎡	<u>12人</u>	
	多目的室04 (05との一体利用可)	46㎡	<u>24人</u>	
	多目的室05 (04との一体利用可)	37㎡	<u>12人</u>	
	多目的室06 (視聴覚室)	81㎡	<u>39人</u>	学習会、会議、講座の開催、各種サークル活動、コーラスなどの利用が可能
	多目的室07	43㎡	<u>18人</u>	流し台が設置され、水を使う活動が可能。学習会等にも利用可能
	多目的室08	27㎡	<u>12人</u>	学習会、会議、各種サークル活動が可能 保育室としての利用が可能
	調理実習室	65㎡	<u>25人</u>	調理台やレンジ等を設置し、調理実習などに利用可能

※40㎡以上の諸室は、プロジェクターとスクリーンの設置を予定しています。

※施設利用に際しては、新型コロナウイルス等の感染症対策として、マスクの着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保等をお願いし、状況により利用人数の削減等の措置についても検討します。

※多目的室01は、選挙期間中、期日前投票の会場として利用をします。

(2) 利用時間区分

貸出対象の諸室の利用時間区分については、利用ニーズ等を踏まえ、より多くの方にご利用いただけるよう、下記のように設定します。

諸室名	利用時間 ^(※1)								利用時間単位
	月	火	水	木	金	土	日	祝	
多目的室	9:00~22:00								1時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝	
調理実習室	9:00~22:00								1時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝	

(※1) 全館休館日（第4火曜日）は全ての諸室の利用はできません。

(3) 利用手続き

貸出諸室の利用には、事前に利用団体登録が必要となります。個人での利用はできません。利用団体登録後、小金井市公共施設予約システムにより予約手続きが可能となります。

ア 利用団体登録

① 登録の条件

- 市内団体
 - ・団体の人数が5人以上で、その半数以上が小金井市在住、在勤、在学であること。
 - ・18歳以上の責任者がいること。
- 市外団体
 - ・団体の人数が5人以上の市内団体以外
 - ・18歳以上の責任者がいること。

② 登録の区分

旧福祉会館で運用していた、一定の要件を備えた障がい者団体等の優先予約について、(仮称)新福祉会館の利用においても一部準用するため、市内団体の登録は次の3つに区分して行います。※市外団体はその他の団体に区分します。

団体登録は、団体名、会員数、活動内容、代表者名、連絡先等を登録します。

A 福祉関係団体

障がい者団体（組織する者の半数以上が障がい者（障害者基本法第2条第1号に定める障害者で小金井市民）である団体）、ボランティア団体（社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体）

B 生涯学習・地域活動団体

生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体

C その他の団体

A・B以外の団体、市外団体

イ 利用予約

貸出諸室の予約には、抽選予約と随時予約の2種類の方法があります。

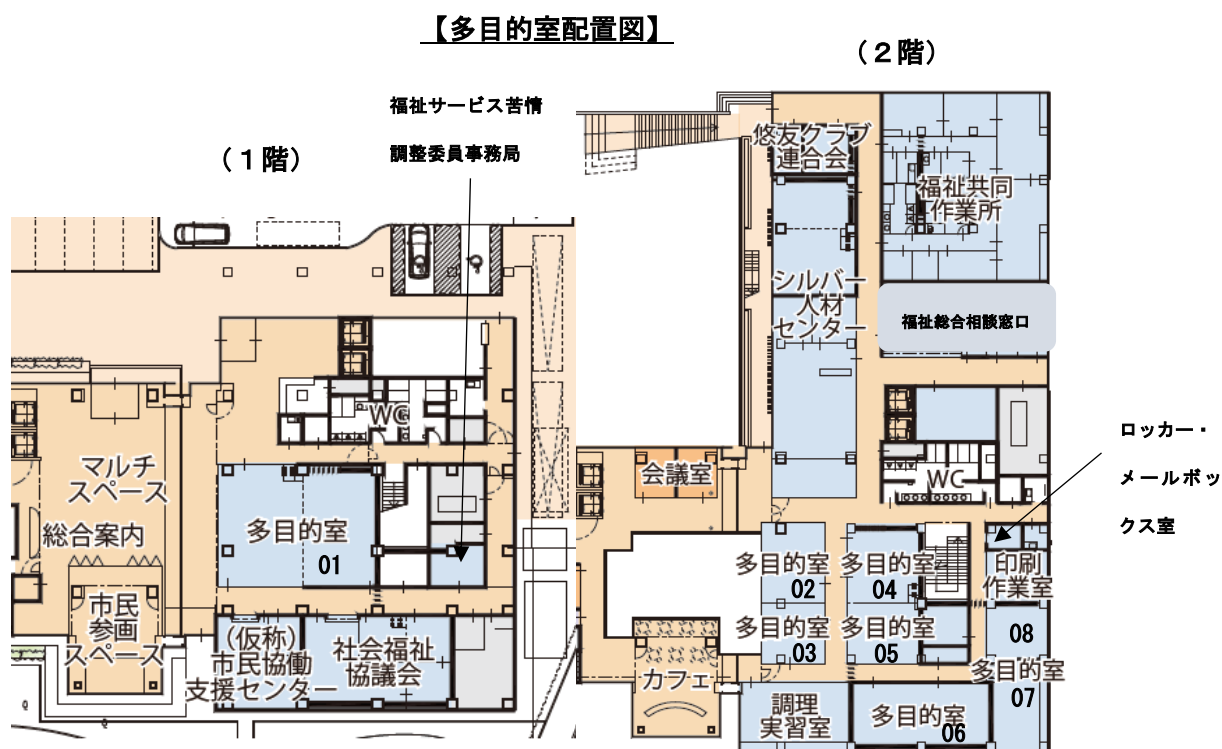
抽選予約は、一定の要件を備えた障がい者団体等が優先的に利用できるよう、団体登録区分に応じて予約時期に差を設けていきます。

- ① 1次抽選対象団体：利用日の概ね4か月前から抽選予約申込可能（予定）
福祉関係団体
- ② 2次抽選対象団体：利用日の概ね3か月前から抽選予約申込可能（予定）
1次抽選で落選した福祉関係団体及び生涯学習・地域活動団体
- ③ 随時予約対象団体：抽選予約確定後の概ね2か月前から予約可能（予定）
すべての登録団体

ウ 利用制限

貸出諸室は、より多くの方に利用していただくため、予約には制限を設けています。

利用時間制限は、最大16時間（月4回）です。



3 貸出諸室の利用料金

(1) 利用料金についての基本的な考え方

諸室の貸出に際しては、「小金井市受益者負担基準」により定められた4つの基本原則「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の観点から、「受益者負担」を原則とします。

料金設定に当たっては、「小金井市受益者負担基準」により定められた使用料の算定方法を基本としながら、貸し出す諸室の規模等や近隣自治体の類似施設との料金比較を行い、現時点での案として設定しています。

(2) 各諸室の利用料金

【諸室の利用料金表（案）】

諸室名	面積	定員 (席数)	利用料金（1時間）	
			市内団体	市外団体
多目的室01-A (01-Bとの一体利用可)	77㎡	24人	500円	750円
多目的室01-B (01-Aとの一体利用可)	65㎡	21人	400円	600円
多目的室02	42㎡	18人	300円	450円
多目的室03	31㎡	12人	200円	300円
多目的室04 (05との一体利用可)	46㎡	24人	300円	450円
多目的室05 (04との一体利用可)	37㎡	12人	200円	300円
多目的室06 (視聴覚室)	81㎡	39人	500円	750円
多目的室07	43㎡	18人	300円	450円
多目的室08	27㎡	12人	200円	300円
調理実習室	65㎡	25人	400円	600円

※貸出備品についても利用料金を設定します。

(3) 利用料金の減免

受益者負担の基本原則から、利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考えとしつつ、社会政策的な配慮や特別な事情がある方の負担軽減を図るため、利用料金の減免を設定していきます。

【利用料金の減免事項（案）】

免除	<ul style="list-style-type: none"> ・市内団体で組織する者の半数以上が障がい者である団体 ・市内団体で社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体がその目的のために使用するとき ・市内団体で生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体がその目的のために使用するとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要であると認めるときには、市長が必要であると認める額を減額又は免除

4 その他の貸出対象施設（マルチスペース）

複合施設の1階エントランスホールの中に、来館者等の交流やにぎわいを創出するスペースとして、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場（マルチスペース）を設置します。マルチスペースは、通常はエントランスホールの待合スペースとなるため、市の業務に支障のない範囲で各種展示会場等として貸出を行っていきます。

また、多目的室01と市民協働支援センターの市民参画スペースは、イベント開催時等はマルチスペースとの一体的な利用も想定しています。

名称	面積	利用時間（※）							利用時間単位
		月	火	水	木	金	土	日	
マルチスペース	100㎡	9:00～22:00							1日

※マルチスペースの利用は、連続して7日までとなります。

○ 利用手続き

利用者登録した団体が利用できます。

利用日の6か月前（予定）から予約申込みができます。貸出受付にお問い合わせいただき、市の業務に支障がなければ申込みができます。利用料金及び利用料金の減免事項は、貸出諸室についての考え方・規定を準用します。

【2階から見たマルチスペース】



5 市民アンケート・利用者懇談会の開催

多目的室やマルチスペースなどの活動スペースについては、様々な利用方法が想定されることから、利用者からの意見・要望等を把握できるよう、市民アンケートの実施や利用者懇談会等を開催し、いただいた意見・要望等について分析・検討を行うことで、有効に施設の管理運営にフィードバックする仕組みを構築します。

6 多機能・複合化による事業連携

(1) 施設内における機能連携

（仮称）新福祉会館には、「地域共生社会を実現するための拠点」として、各施策に対応した機能を導入します。保健センターと子ども家庭支援センター等との連携強化による保健福祉施策の包括的な支援の実施や、福祉総合相談窓口とその他の各種の相談センター間の連携による複合課題に対応する包括的支援体制の構築など、各機能間の連携により市民サービスや利便性の向上が見込まれます。

また、高齢者分野のシルバー人材センターと悠友クラブ連合会が保健衛生や子育て分野の機能と同じ施設内に導入されることは、マルチスペースや多目的室、ひろばスペース等を通じた多世代交流の促進につながります。

さらに、施設内に配置する通所型の障害者支援施設である福祉共同作業所においても、障がいのある方々が安心して暮らしていくための仕組みづくりとともに、マルチスペースにおいて、同作業所を主体とした可動式の福祉売店を設置するなど、多様な市民との交流を創出し、障がいの理解啓発の機会を創出します。

(2) 新庁舎との機能連携

基本理念の実現や機能の効能を高めるには、保健福祉の総合的支援の充実や公共サービスの拠点としての充実度、少子高齢化等によるサービス需要の変化への対応が不可欠であり、地域共生社会の実現の推進には、市民の参加と協働の支えが必要です。新庁舎と（仮称）新福祉会館において整備する機能はそれぞれ補い、支えあう関係にあることから、多機能・複合化による施設整備は、福祉と行政のつながりの強化と市民サービスの利便性の向上が見込まれます。

具体的な機能配置は、1階は、庁舎は市民の利用が多い市民部、子ども家庭部を配置するほか、会計課、指定金融機関窓口等を配置します。

エントランスホール付近にはマルチスペースや市民参画スペースを配置し、（仮称）新福祉会館の（仮称）市民協働支援センターや多目的室と近接することで、交流の場が生まれ、様々なイベントや市民活動が可能となります。また、庁舎の待合スペースは閉庁時にも市民利用ができるような計画とします。

2階は、庁舎は福祉保健部を配置します。（仮称）新福祉会館は、福祉の総合的な相談窓口や障がい者福祉や高齢者福祉を推進する機能を配置することにより、福祉と行政のつながりを強化し、市民サービスの向上を目指します。また、市民活動の場として多目的室等を配置します。

3階は、庁舎は税部門と子ども家庭部を配置します。また、コミュニティ文化課、経済課消費生活係、生涯学習課等業務関連性等を考慮した配置としています。（仮称）新福祉会館は、保健福祉と子育て・子育て支援関連の機能を配置したフロア構成とします。

【完成予想図】



7 災害時危機管理

(仮称) 新福祉会館は、災害発生時には平常時の施設利用から機能転換を行い、新庁舎内に設置される災害対策本部や防災関係機関との連携を図りながら、災害活動の中心的拠点としての役割を担うことを想定しています。

(1) 防災計画

ア 建物の構造

- ・災害拠点となる庁舎は、発災後、速やかに活動できるよう免震構造とします。
- ・災害ボランティアセンター等が設置される(仮称)新福祉会館は、建物の低層化を図るとともに、構造体分類Ⅰ類に求められる重要度係数1.5を採用した上で耐震構造とします。

イ 業務継続計画

- ・非常用発電設備を設置し、7日以上機能維持できる自立した建物を計画します。
- ・地下ピットに雑用水層及び緊急排水層を設置し、発災時に下水道が破断してもトイレの使用ができるよう計画します。
- ・敷地内にある非常災害用井戸については、引き続き発災時に利用できるよう、建物南東部に移設します。

ウ 庁舎

- ・発災時には、庁舎5階の庁議室等を転用し、災害対策本部を設置するほか、地域安全課執務室及び災害情報室等を一体的に活用し、情報の集約化を図ります。
- ・5階の会議室、6階の委員会室は関係機関等の協議、調整のためのスペースとして転用できるよう計画します。

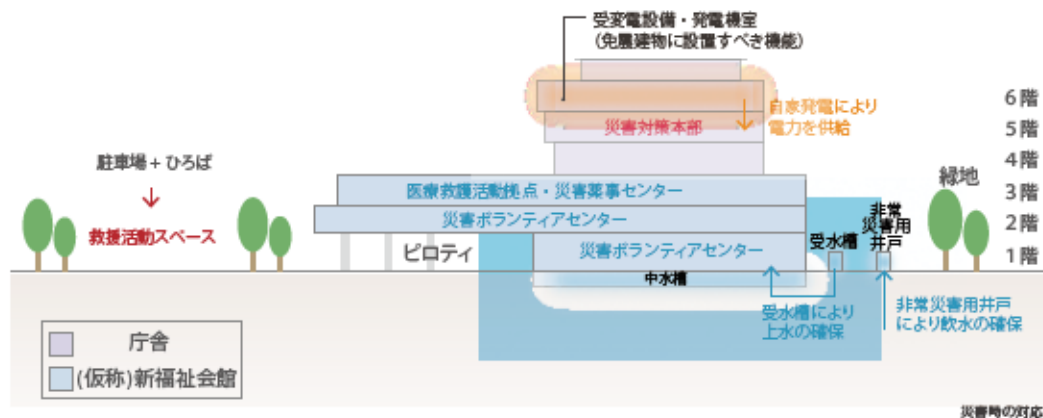
エ (仮称) 新福祉会館

- ・(仮称)新福祉会館のマルチスペースや多目的室は災害ボランティアセンターに転用します。また、3階は医療救護活動拠点、災害薬事センターに転用します。
- ・ピロティ空間は物資の荷揚げや荷下ろし、支援物資等の仮置き場として使用します。

オ ひろば

- ・建物北側のオープンスペース等のひろばや駐車場は、極力段差をなくし、一体的に利用できるようにします。

【災害時の対応(断面図)】

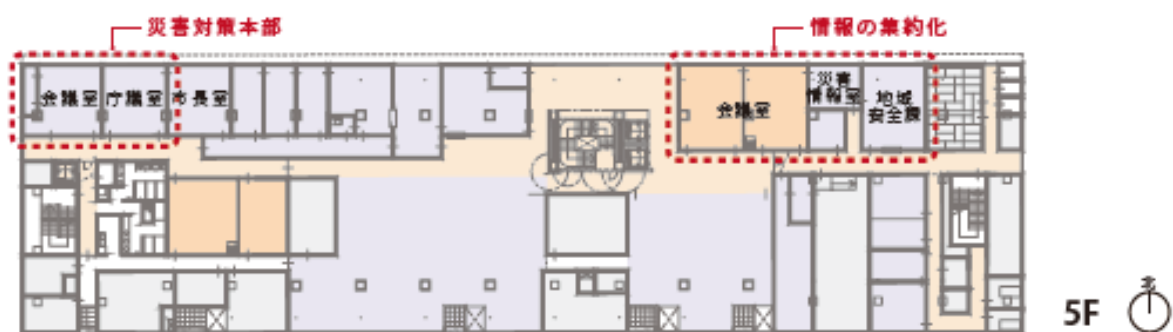


(2) 災害拠点

ア 災害対策本部

- ・発災時には、庁舎5階の庁議室等を災害対策本部に転用し、設置します。
- ・地域安全課及び災害情報室は一体的に活用し、情報の収集・発信を行います。

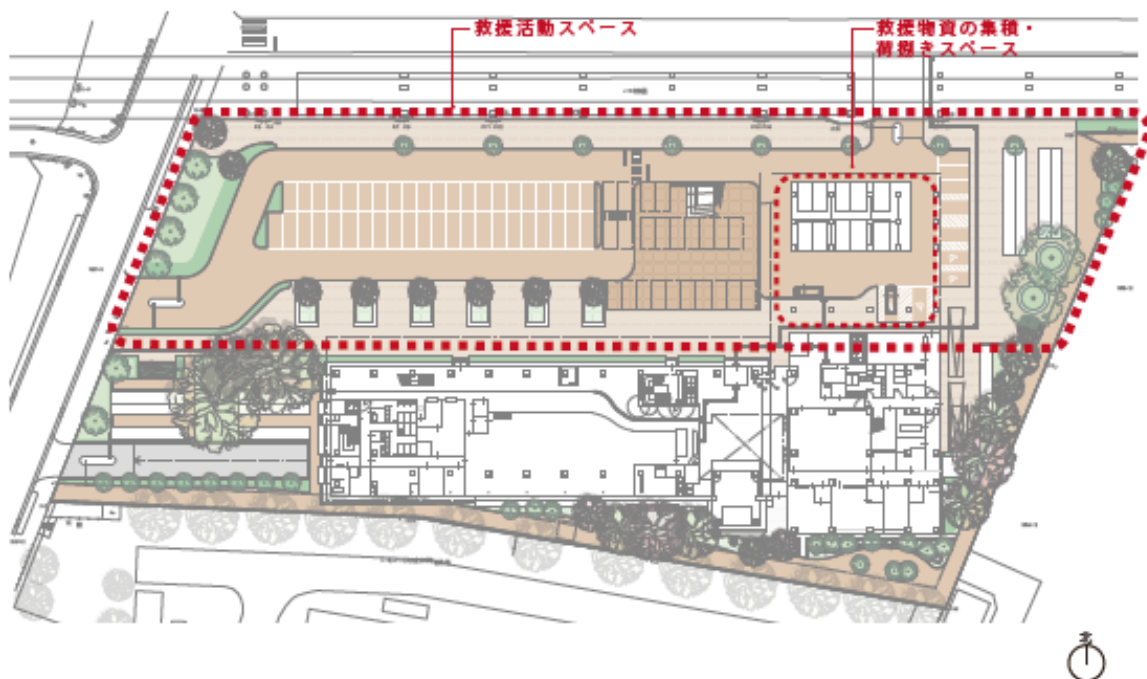
【災害対策本部（配置図）】



イ 外構について

- ・建物前面の駐車場等のオープンスペースは震災発生後には、救援活動スペース等として活用します。
- ・雨をしのげるピロティ部は車両の緊急車両の乗り入れ・救援物資の集積や荷捌きスペースなどとして活用します。

【災害拠点（配置図）】



【（仮称）新福祉社会館災害時機能転換】

平常時		災害発生時	
階	機能名称	機能名称	主な活動機能
3階	保健センター	医療救護活動拠点 災害薬事センター DMAT、保健医療班等詰所	災害時医療活動、情報収集活動、医療相談窓口
2階	多目的室 調理実習室	災害対策用スペース	災害ボランティアセンターのニーズ把握班・マッチング班事務室、ボランティア休憩室
1階	社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	災害ボランティアセンター本部	災害ボランティアの受け入れ、活動の支援・調整
	多目的室 マルチスペース 市民参画スペース	災害対策用スペース	災害ボランティアセンターの受付窓口、マッチング対応

※ 大規模な災害により（仮称）新福祉社会館での災害ボランティアセンター機能の設置が難しい場合は、本センター機能を全て栗山公園健康運動センターに移動するなど柔軟に対応する。

【資料】

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会 (第 21 回)

福祉保健部福祉社会館等担当

令和 3 年 3 月 2 9 日

屋上庭園の利用想定等について (案)

標記の件については、以下のとおりの方向性で検討していますが、本日は特に屋上庭園の設えについて決定したいと考えています。

◆開園時間 (予定)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 (年末年始を除く)

→福祉社会館全体の開館時間は、午前 9 時～午後 10 時までであるが、開園は庁舎の開庁時間に合わせることとする。また、閉園時間は、安全面や防犯面等も考慮し、誰もが気軽に立ち寄れ、憩える広場としては、午後 5 時までが適切と考える。早朝や夜間は例外的に主催事業等で利用可とするか、季節により、開園時間の短縮等 (10～3 月は冬季として、午後 4 時までとする) は、今後の検討課題とする。

※福祉社会館の屋上庭園の利用については、工事騒音等の影響を考慮し、新庁舎オープン時から利用開始としたい。また、屋上庭園へ続く外階段入り口付近が、庁舎部分工事車両の作業範囲に接近しているため、利用は困難との説明を設計者から受けている。

◆これまでの市民ワークショップやパブリックコメントでの要望

- ・早朝ヨガ教室 (フラットな芝) をしたり、運動ができる設備がほしい。
- ・芝生の公園として、バーベキューができるとよい (流し、ベンチ、テーブルが必要)。また、かまどベンチで活用したい。
- ・子どもが電車を眺めるスペースやミニシアター、屋外スペース、屋根のあるスペースがほしい。
- ・見晴らし台、時計を設置したい。子ども農園や演劇、音楽会ができる場所をつくりたい。
- ・線路と同じくらいの高さなので、電車の撮影スポットとしたい。夜にはスクリーンを設置したい。地面は芝生等の柔らかな素材がよい。
- ・シニアが遊べるスペース
- ・芝生だけではなく、デッキがあるとよい
- ・ラジオ体操ができるとよい。また、時計塔 (小金井のシンボル) や屋上から何が見えるかわかるサインがあるとよい。

◆利用想定

以上の要望を踏まえ検討し、「**適度な緑化を施した誰もが気軽に立ち寄れ、憩える広場**」として市民に開放することとした。

なお、一部の団体が占有となるような貸し出しは実施しない。例外的に、イベント等で利用できる事業は市主催・共済事業とし、後援事業については、今後の検討とする。

- ・来館者の憩いの場
- ・地域の方や近隣保育園児が散歩ルートして利用する広場

- ・福祉会館まつりやこがねい市民活動まつりのイベント会場の一部 等
- ・ストレッチや体操を行うスペース
- ・ボランティアによる花壇等の運営
- ・(仮称) 新福祉会館の各機能の利用想定は別紙1のとおり

◆配慮事項（騒音・臭気・視覚的配慮）

- ・音を出す活動の可否→原則は否とするが、各課がイベント等を実施する場合は、近隣への周知は責任を持って、各課で行ったうえで実施する。
- ・食事の可否→可とし、ごみは自己責任で持ち帰りとする。
- ・視覚的配慮→近隣への視覚的配慮としては、植栽での対応を想定。また、写真撮影については中央線の撮影も可能ということもあり、否とすることは難しいが、近隣に配慮するような運用を検討する。

◆設計者から示された屋上庭園の設え（別紙2）

- ・天然芝
- ・ウッドデッキ
- ・手洗い場
- ・花壇
- ・照明あり
- ・植栽

◆設えの検討

要望、利用想定等を踏まえ、上記設えを基本としつつ、コストを減らせる仕様を検討する。

- ・芝生（天然または人工芝）
- ・ウッドデッキ（天然または人工）
- ・ベンチについては、現状、設置されていないが、ワークショップでの意見や各機能からの意見を踏まえ、追加で要望したい。

(別紙1)

屋上庭園の利用想定について

【調査目的】

「適度な緑化を施した誰もが気軽に立ち寄り、憩える広場」として市民に開放することを前提として、屋上庭園の設えを検討していますが、(仮称)新福祉会館に入館する各機能においての利用想定を把握したうえで、利用ルール等を検討するため、本調査を実施するものです。

【前提】

- ・開園時間：午前8時30分～午後5時(予定)
- ・ウッドデッキと芝生の設えを想定(別紙参照)
- ・屋上庭園スペースについては、市民団体等への貸し出しは想定していません。

課名	貴課事業における屋上庭園の利用想定の有無	設問1で有的場合、どのような利用(事業)を想定していますか。	貴課事業の実施の有無を問わず、屋上庭園に必要な設えがあれば教えてください。
地域福祉課 (社会福祉協議会)	有	・チャリティバザー ・こがねい市民活動まつり	・手洗い、水飲み場
自立生活支援課 (福祉共同作業所)	有	小金井市福祉共同作業所利用者が、ストレッチや体操をする場所としての利用、気分転換に外気に触れる場所としての利用等を考えています。	・ベンチ ・東屋 ・花壇
自立生活支援課 (障害者就労支援センター)	有	就労支援センター利用者に対して及び利用者主体の活動 ・余暇活動(レクリエーション、コミュニケーション等のワーク) ・働いた後の集い(テーマトーク等) ・扱う内容により学習会	・ベンチ(固定のもの) ・テーブル、椅子(移動式で数を調整できるもの) ・日陰①(部分的=藤棚のような) ・日陰②(出したり、しまったりできるホロのような形状?) ・水分補給できる場 ・スロープ ・マイク
介護福祉課 (シルバー人材センター)	有	ベンチなど設置されると、会員との簡単なコミュニケーションの場になるかもしれません。事務所・会議室といった部屋ではなく、外という開放感がある場所です。	・ベンチ
介護福祉課 (悠友クラブ連合会)	無		
健康課 (保健センター)	有	・健康フォローアップ指導教室： 大人向けの健康教育事業。屋上で体操する可能性がある。 ・1歳6か月児経過観察健康診査(心理)： 1歳6か月児健診の結果、心理発達面及び言語発達面等で経過観察が必要とされた幼児に対して、個別または集団遊びをとおして観察し、継続的な助言指導を実施する。	・水道(手を洗うところ)
子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	無		子どもが使用することがあるため、安全性の確保をしてほしい。 昼食等食べる市民がいるかもしれないので、テーブルとイスの設置が数か所あると良いかと思います。(が、そこに乗ると安全性が確保できないのであれば、設置はしない方がよいと思います)

別紙 2

